

**物価高騰対応重点支援  
給付金の申請期間が  
間もなく終了します**

物価高対策として、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給しています。申請がお済みでないかたは、**2月29日(木)までに申請**してください。

※**受給は1回限り**です。受給済みのかたへ再度支給するものではありません。

※対象になると思われる世帯には、昨年12月下旬頃から確認などを送付しています。※受給済みかどうかについては、まずは通帳を記載してご確認ください。本給付金は「アオモリシリレンジキウフ」の名称で振り込まれています。

※詳しくは、本紙1月15日号をご覧ください。

問福祉政策課

(☎017-718-1124)

※午前8時30分～午後6時  
(土・日、祝日を除く)



**青森市中小企業者等物価  
高騰対策応援金追加交付  
の申請はお済みですか**

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、応援金を支給しています。対象となる事業者で、まだ申請していないかたは申請手続きをお忘れなく。

詳しくは、市ホームページを  
ご確認ください。

◆**対象となる事業者**

令和6年1月15日時点で市内において事業を営んでおり、当該事業を継続していく意思がある中小企業者など(個人事業主を含む)

◆**一部対象外あり**

◆**応援金の額**

1事業者当たり  
法人5万円  
個人事業主2万5千円

※申請は1事業者につき1

回限り

◆**申請期間**

2月29日(木)まで

※当日消印有効

問経済政策課

(☎017-718-1196)

**令和6年度版  
「清掃ごよみ」家庭ごみ  
の正しい出し方を配布**

分別方法を掲載していますので、よく読んで、正しくごみを出しましょう。

◆**青森地区**

令和6年度版「清掃ごよみ」を、2月26日(月)～3月11日(月)の期間に、全世帯へ配布します。

◆**浪岡地区**

令和6年度版「家庭ごみの正しい出し方」ポスターを、2月15日(木)～3月上旬の期間に、町内会などを通して全世帯に配布します。※家庭から出るごみを対象としているため、事業所や店舗などには配布しません。

問清掃管理課

(☎017-718-1179)

浪岡振興部市民課  
(☎0172-62-1140)



**20歳になったら 国民年金 にご加入を**

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入しなければなりません。加入者は次の3種類に分けられます。

●**第1号被保険者**

自営業者、農林漁業者、学生、無職のかたなどです。お住まいの国民年金担当窓口で加入手続きが必要です。保険料は、加入者が直接納付します。

●**第2号被保険者**

会社などに勤め、厚生年金保険に加入しているかたです。加入手続きは勤務先が行います。厚生年金保険料を納めることとなりますので、国民年金保険料の納付は不要です。

●**第3号被保険者**

第2号被保険者に扶養されている配偶者(妻または夫)です。加入手続きは第2号被保険者の勤務先が行います。加入している厚生年金保険が、保険料などの国民年金に必要な費用を負担します。

◆**国民年金保険料の納付は**

**口座振替をご利用ください**

納め忘れがあると、老齢基礎年金だけではなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受けられない場合があります。納め忘れを防ぐためにも、便利な口座振替をご利用ください。

◆**お困りのときはご相談を**

経済的な理由などで納めるのが困難なかたのため、保険料の一部または全額を免除する「免除制度」があります。50歳未満対象の「納付猶予制度」、学生対象の「学生納付特例制度」もありますので、お気軽にご相談ください。

問国保医療年金課 (☎017-734-5352)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

青森年金事務所 (☎017-734-7495)

# 人間ドック・脳ドックを受けましょう！4月1日以降の受付を開始

## 一日人間ドック・脳ドック

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者を対象に、一日人間ドックまたは脳ドック（いずれかを年度内1回）の検査料金の一部を助成しています。

令和6年度（令和6年4月1日（月）以降）の予約を3月1日（金）から受付します。この機会に、一日人間ドック・脳ドックを受診してみませんか。※令和5年度（令和6年3月31日（日）まで）の受診は随時受付しています。

所市が委託する医療機関など（お問合せください）

対青森市国民健康保険に加入している満18歳以上のかた、または後期高齢者医療制度に加入しているかたで、市税に未納のないかた

料検査料金の3割（上限11,000円）を自己負担

問電話または直接、国保医療年金課（☎017-773-0181）、浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1153）へ

## 市民病院脳ドック

市民病院では、脳血管障害などの脳疾患の早期発見・治療のため、脳ドックを実施しています。

時毎週月・木曜日 8:40～（祝日、年末年始を除く）  
※受付から終了まで2時間程度

内問診、身長・体重・血圧測定、MRI・MRAによる画像診断 ※検査結果は2週間程度で郵送

対18歳以上のかた、各日5人（申込順）

料24,420円（青森市国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者は3割負担）※変更となる場合あり

問前月15日までに、電話または直接、市民病院（☎017-734-2171）へ

青森市国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者は、国保医療年金課（☎017-773-0181）、浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1153）へ

※いずれも土・日、祝日、年末年始を除く

問市民病院事務局（☎017-734-2171）

カセットボンベ・スプレー缶などによる火災に注意！



問消防本部予防課  
（☎017-775-0853）

青森消防管内において、カセットボンベやスプレー缶などの取扱いに起因する火災が数件発生しています。火災が未然に防ぐため、カセットボンベやスプレー缶を取り扱う際は、次のことに注意しましょう。

- ストーブやコンロなど、火気を使用する物の近くや、高温になる場所に置かない。
- カセットコンロを使用する際はコンロ全体を覆うような大きな調理器具を使用しない。
- トーチバーナーを使用する際は、取扱説明書をよく読み、指定された専用容器を使用し、しっかりと固定されているか確認するなど、正しく使用する。

軽自動車税（種別割）の届出は確実にしましょう

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。取得・廃車・名義変更・住所変更などをするときには届出が必要で、軽自動車などの異動の届出は3月29日（金）までに済ませましょう。

課税対象の軽自動車など▼  
原動機付自転車（電動キックボード、電動スクーターを含む）、小型特殊自動車、軽自動車、2輪の小型自動車  
※軽自動車税（種別割）は、自動車税（種別割）とは異なり、年度の途中で廃車や名義変更をしても税金は戻りません。

※県外で軽自動車などの登録・変更をした場合は、本市からの課税を止める手続きが必要です。詳しくは、お問合せください。

小型特殊自動車の申告▼  
小型特殊自動車は「農耕作業用のもの（農耕用トラクタ、スピードスプレーヤ、コンバイン、田植機など5種類）」と「その他のもの（ホイール・ロータなど）」に区分されておられ、税率も異なります。また、公道を走行しない車両でも申告が必要です。

区分	総排気量	届出窓口	
軽自動車（3輪以上）	660cc以下	軽自動車検査協会青森事務所 （☎050-3816-1831）	
2輪車	自動2輪	250cc超	青森運輸支局 （☎050-5540-2008）
	軽2輪	250cc以下	
原動機付自転車	125cc以下	市民税課（☎017-734-5191） 浪岡振興部納税支援課 （☎0172-62-1186）	
小型特殊自動車	—		

※普通・大型などの自動車は、県税である自動車税（種別割）が課税されます。届出窓口は青森運輸支局です。

軽自動車税（種別割）には身体障がい者などに係る減免制度があります。申請期間は納税通知書が届いてから納期限までです。

問市民税課  
（☎017-734-5191）

納税通知書の発送▼5月上旬納期限▼5月31日（金）